

平成 29 年 7 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文様

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

平成 30 年度制度・政策及び予算要望について

日頃より、大阪市老人福祉施設連盟並びに加盟施設の運営について多大なご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連盟をとりまく状況としては、社会福祉法の改正により、これまでより具体的に社会貢献・地域貢献が求められております。しかしながらそれを支える人材確保が非常に困難な状況です。これは施設のみならず大阪市にとっても、大きな社会問題であると認識しております。いずれにしろ当連盟は地域福祉の推進にむけ大阪市と一層の協議を行っていきたいと考えております。

よって、平成 30 年度の制度・政策及び予算について、次の通り要望いたします。

何卒、その実現にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

1. 第7期介護保険事業計画の策定について
 - (1) 平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、当連盟の意見を聞いていただける場を設けていただきたい。

2. 人材確保について
 - (1) 人材確保の方策については、これまで当連盟の意見を聞く場を設けていただいているが、今後も継続して定期的な検討の場を設けていただきたい。

3. 施設整備について
 - (1) 特養の整備にあたっては人材確保とのバランスの中で進めていただきたい。又、特養の需要に関してもサ高住や有料老人ホーム、そして在宅型施設（グループホーム・特定施設）との整備状況を考慮して決めていただきたい。
 - (2) 老朽化した特養の建替えについては補助金要綱に基づき進められているが、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）についても早急に建て替えの補助金要綱を定めていただきたい。

4. 地域包括支援センター・ブランチについて
 - (1) 現在のブランチの評価基準は、一人体制の中ではクリアすることが非常に困難であり、実情を考慮した評価基準としていただきたい。
 - (2) 介護支援専門員や主任介護支援専門員の資格更新にあたってブランチ職員が要件に該当しないという現状である。要件の緩和や見直しを大阪府・国に対して働きかけていただきたい。
 - (3) 3職種の採用が非常に困難となっており、大阪市と連携し採用する方法がないのか検討する場を設けていただきたい。
 - (4) 地域密着型サービスの増加に伴い運営推進会議の出席が厳しくなっている。又、出席しても内容に疑問を持つこともあり、運営推進会議のあり方について再検討をお願いしたい。
 - (5) 現在モデルとして3区において「総合的な見立ての場」が始まっているが、他の区においても各課と調整を図る権限のある仕組みを早急に作っていただきたい。

5. 大規模災害について
 - (1) これまで貴市とともにマニュアル策定や緊急入所施設の取り決め、福祉避難所の指定協力等を行ない、さらに進めるようこれまでも要望してきたが、昨今は全く進展がない。どのような認識なのか伺いたい。

6. 指導・監査について
 - (1) サービスの質の向上を目的とした指摘ばかりではなく、職員のモチベーションが上がるような指導・監査を心がけていただきたい。

7. 国への要望・その他について

- (1) 平成30年度の介護報酬改定においては介護報酬の引き下げにならないよう働きかけていただきたい。
- (2) 補助金を受けた建物の用途変更のルールについて明確に教示していただきたい。
- (3) 介護報酬の算定にあたって変更届の提出時期及び算定可能日時について明確に教示していただきたい。
- (4) グループホームは在宅施設に位置付けられているが、福祉用具のレンタルは不可となっている。利用者の重度化に伴い今後増々福祉用具の必要度はましてくるとみられる。国に対してグループホームの福祉用具レンタルについて認めるよう働きかけていただきたい。

平成 29 年 7 月 28 日

大阪市長 吉村 洋文 様

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

平成 30 年度 大阪市危機管理室への要望事項について

日頃より大阪市老人福祉施設連盟並びに加盟施設の運営につき、多大なご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度の大阪市危機管理室への要望事項を提出させていただきます。

大阪市高齢者施設等 防災マニュアルの具体化、福祉避難所・緊急入所施設への人員算定協議、災害時相互応援協定についての訓練実施等、その実現にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度 大阪市危機管理室への制度政策要望

1 大阪市高齢者施設等防災マニュアルの見直し及び具体化

防災に関する専門的知識や経験が少ない施設や事業所におけるマニュアル作成の促進のため、風水害時の応急対応策についての内容を追加するなど、現行のマニュアルの見直しを行うこと。

2 福祉避難所・緊急入所施設協定施設への研修会及び訓練の開催

福祉避難所・緊急入所施設の役割を明確化し、受入人員算定や備蓄品の確保等について、早急に取りかかるとともに、受入人員算定や実働訓練の実施に係る支援や研修会の実施を行うこと。

3 災害時の相互応援体制の構築及び訓練の実施

災害時に施設間において人材や必要物資の相互応援ができるよう体制を構築し、マニュアル化するとともに、福祉避難所開設訓練等と連携した実働訓練の実施を進めること。